

様式第2 復興整備計画（本体）

復 興 整 備 計 画

普 代 村・岩 手 県

平成27年3月27日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）		
普代村の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり）		
2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）		
東日本大震災による被害から漁港や公共施設などのインフラの復旧を図り、被災者の一日も早い生活の再生と産業や生業の再建を果たし、震災に見舞われる以前の活力を回復させ、さらなる住民生活の発展を目指す。		
①産業・経済の再建 水産業等の生産基盤の復旧や新たな産業の振興を図り、雇用の創出や活力ある産業構造の構築を推進するとともに、観光産業の再生を図り、経済サイクルの早期復旧を目指す。		
②住民生活の再生 被災住宅の再建などの復旧を進め、社会生活基盤の整備を図るとともに、住民の一人ひとりが互いに支え合う地域づくりを推進する。		
③災害に強い村づくり 今回の震災の体験を教訓に、災害に強く、安全で安心して暮らせる地域社会を形成する。		
3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）		
(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向 災害に強い地域づくりを推進し、沿岸地域の連携を促進するため、道路交通ネットワークを構築する。		
(2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照） 中心市街地、沿岸部に点在する漁港、観光施設等と他の沿岸地域を繋ぐ道路交通ネットワークを構築することにより、災害に強く、安全で安心な地域社会を形成するとともに、水産業等の振興や観光産業の再生を図る。		
(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）		
4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）		
事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業		

(2) 土地改良事業		
(3) 復興一体事業		
(4) 集団移転促進事業		
(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業	A	事業名称：一般国道45号三陸北縦貫道路事業 実施主体：国土交通省 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成32年度 種類：道路
(7) 小規模団地住宅施設整備事業		
(8) 津波防護施設の整備に関する事業		
(9) 漁港漁場整備事業		
(10) 保安施設事業		
(11) 液状化対策事業		

(12) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(13) 地籍調査事業		
(14) その他施設の整備に関する事業		
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成23年度～平成32年度まで		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理 番号	事業区分	図面 番号	変更等する土地利用基本計画等	変更等 の別	変更等する部分の 面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1							
2							
3							
4							

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面番号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1													
2													
3													

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をするとともに、併せて農林水産大臣が定める書類（様式第9）を添付する。なお、法第46条第1項第1号の地域をその区域とする被災関連市町村等においては、当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、様式第9を農林水産大臣に提出する。



普代村復興整備事業総括図

縮尺1:25,000

